

「(仮称) 葛巻ウィンドファームプロジェクト」環境影響評価準備書 に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、鳥獣保護区及び岩手県自然環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれている等、事業実施想定区域及びその周辺は環境保全上重要な地域であることから、以下に示す個別的事項に留意しながら、事業計画の検討を行い、想定される環境影響に対する適切な環境保全措置を講じたうえで、事業を実施すること。
- (3) 事業実施区域の周辺で他の事業が実施されており、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業者と情報共有を図りながら、累積的な環境影響の回避又は低減に向けた適切な環境保全措置を講ずること。
- (4) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

2 個別的事項

(1) 水環境

- ① 事業実施区域周辺には、複数の水道水源が存在することから、事業の実施に当たっては、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。
- ② 事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施に伴う水質に係る影響が懸念されることから、専門家の意見を聴きながら適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(2) 動物及び植物

- ① 希少猛禽類については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら、バードストライク防止のための、風力発電機の視認性を高めるための措置の実施や、風力発電機の設置場所及びその周辺の造成地への木質チップの散布等の適切な環境保全措置を講ずること。また、供用後においても、当該事業実施区域内で森林施業が実施される場合に、風力発電機の設置場所の近接地を伐開しないよう実施者に協力を求める等、バードストライク防止に努めること。

- ② コウモリ類については、高度別定点観測調査の適切な実施時期について再度検討したうえで、追加調査を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- ③ 希少猛禽類及びコウモリ類への影響に関する予測及び評価には、不確実性を伴うことから、供用後に事後調査を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討するとともに、環境保全措置に関して新たな研究成果等が発表された際には、追加的な採用に努めること。
- ④ 風力発電機や取付道路等の設置のための工事により消失した植生の復元に当たっては、専門家の意見を聴きながら、事業実施区域の環境に適合する方法により、適切に実施すること。

(3) 廃棄物等

風力発電機や取付道路等の設置のための工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土については、適切な方法により処理すること。

(4) その他

事業の実施に当たっては、事業内容について、地元住民等へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。